



業務効率化プロジェクトのご支援

～CCイノベーションのコンサルティング～

株式会社CCイノベーション



1. 課題解決の背景
2. 目指す姿
3. 取り組みのステップ
4. コンサルティングメニュー例
5. 導入効果

01. 課題解決の背景

・なぜ業務効率化に取り組むのでしょうか。

1. 法改正対応

- ・2019年4月に施行された働き方改革関連法などへの対応が必要

2. 生産性向上

- ・労働生産性向上が必要不可欠

3. 人材確保

- ・労働人口の減少が深刻化

・事業継続が困難になる可能性があります



02. 目指す姿

業務の課題を特定

- ・できるところから着手
- ・取り組み内容を振り返る

- ・さらなる改善のPDCA
- ・ICT化の推進

- ・現状把握
- ・あるべき姿を明確にする

- ・まずはできるところから着手し成功体験を作る
- ・効率化した効果を振り返り、他の業務への展開を考える

- ・改善する業務範囲を広げる
- ・必要に応じてICT化して改善のスピードと効果を上げる

業務効率化を成功させ、社内で定着させるためには上記の取組が必要です。

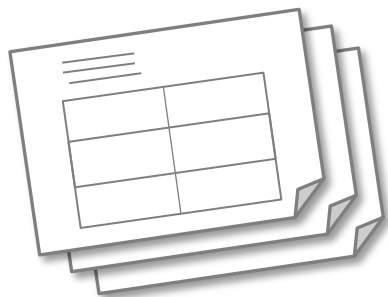
03. 取り組みの考え方

■ 業務見直し・検討の3つのステップ ～個別最適から全体最適へ～

第1フェーズ
現状の把握
課題の特定

業務フロー作成表
課題分析

組織・個人の業務棚卸

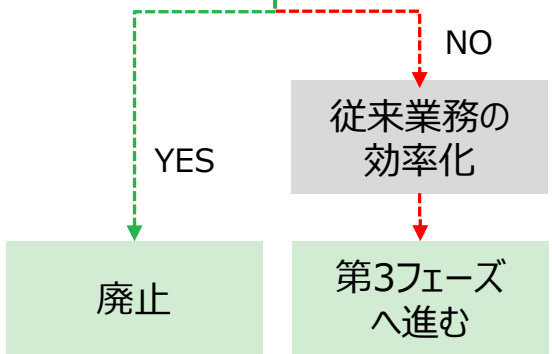


ありのままに

第2フェーズ
改善の方向性の決定

業務

廃止できるか？



全体最適を常に意識

第3フェーズ
実行策の具体化
アクションプランの作成

1 簡素化

→必要以上に負担の重い業務を簡素化する

2 集約化

→重複している業務の集約を実施

3 自動化

→システム化・ツールの導入等によって自動化する

4 標準化

→業務を標準化することで負担を軽減する

04. CCイノベーションのコンサルティング

自社でのプロジェクト

業務効率化プロジェクトを行ったことが無く
経験不足及び専門部署がない・・・



CCIのコンサルティング

豊富な知識と経験をもとに、
業務効率化プロジェクトを
サポートします



社内体制の構築

総務・経理部門が主体となることが多く、全体最適を実現する体制を構築しにくい。

要件の明確化

各部でどのような業務を行っているかを把握することが難しく問題点の洗い出しができない

マネジメント

・会社を横断するプロジェクトの経験が無い
ため、進捗や成果物を管理できない。

経営層、業務部門それぞれが適切に関与し、全体最適を実現する体制を構築します。

現在の業務や体制の問題点や改善点についてヒアリングし、あるべき業務フローを明確にします。

小さな成功体験を実現するためのスケジュールと進め方を管理し、プロジェクトを進めていきます。

05. コンサルティングメニュー例

現状分析

洗い出し内容の検討

打ち手の検討

解決策の試行

運用と定着
他業務の改善着手

当社の支援内容

- 現在の業務フローや問題点を洗い出します。
- 担当者にヒアリングを行い、業務の詳細を確認します。
- 業務洗い出しやヒアリングの内容を踏まえ、改善すべき業務の重要度や緊急度を考慮し優先して着手する業務を明確にします。
- 改善の優先順位を決めた業務について、効率化する方向性を議論します。
- 検討した打ち手を試行し、運用可能かどうかを評価します。
- 必要に応じて解決策をブラッシュアップし、業務フローに落とし込みます。
- 改善した業務を実際に社内で運用していただきます。
- 他の業務も同様に効率化に着手していきます。

06. 導入効果

コンサルティングを導入する効果は以下の通りです

ありがちな問題

期待される効果

法改正への対応がある際には
社内で対応業務が繁忙する

業務が属人化しており
引継ぎが大変

勤務時間や紙使用量を調査
したがそれきりになっている

日常業務に追われて
効率化を考える時間が無い

変化に強い組
織づくり

成功体験の
積み重ね

改善文化の
定着

業務効率化する文化が根付くため
業務の変革が迫られた際にも柔軟
に対応できる組織となる。

小さな成功体験を積み重ねること
で、改善効果を実感し、業務効率
化を進めます。

社員様の意見を取り入れてプロジェ
クトを進めますので、社内で風通し
の良い文化を醸成します。

- 本資料は、経営コンサルティングに関する情報の提供のみを目的として作成されたものであり、経営コンサルティングのお取引を強制するものではありません。
- 本資料に記載されている意見などはCCイノベーションが信頼に足り、且つ正確であると判断した情報に基づき作成されたものではありませんが、その正確性、確実性を保証するものではありません。なお、本資料は、作成日において入手可能な情報等に基づいて作成したものであり、金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が不正確なものになる可能性もあります。
- 本プログラムへの参加の最終決定はお客様御自身の判断でなされるよう、また、必要な場合には顧問弁護士、税理士などにご相談いただきますようお願いいたします。